審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	令和8年度 第１回甲州市文化財審議会
開催日時	令和8年7月22日（水） 午後１時30分～午後5時
開催場所	甲州市役所 2階 第1会議室
議題	(1)報告 市内文化財の取り組みについて (2)議事 和歌刻書土器について 他
出席委員	小野正文委員、鈴木麻里子委員、北川洋委員、丸尾依子委員 大澤正嗣委員、小柏典華委員（順不同）
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	0人
審議概要	別紙議事録のとおり
事務局に係る事項	甲州市教育委員会 教育長 甲州市教育委員会 生涯学習課 課長 甲州市教育委員会 生涯学習課 文化財担当 6名 連絡先：0553-32-5076（直通）
その他	

令和８年度　第１回甲州市文化財審議会　議事録

日時：令和８年７月 22 日（水）午後１時 30 分～５時
場所：甲州市役所　２階　第一会議室
出席者（審議会）：小野正文委員、鈴木麻里子委員、北川洋委員、丸尾依子委員
大澤正嗣委員、小柏典華委員（順不同）
（事務局）：教育長、生涯学習課長、文化財担当リーダー、文化財担当５名

１　委員委嘱

２　開会
〇事務局より委員の出席状況、傍聴者について報告
（1）教育長あいさつ
（2）会長および職務代理選出
文化財保護条例第 21 条に基づき、委員の互選により小野委員を会長に選任した。
副会長は小野会長から櫛原委員が選任された。
（3）会長あいさつ

３　協議事項
（1）報告　市内文化財の取り組みについて
〇事務局
資料に基づき報告①～⑲、㉖について説明。
①国宝小桜革威鎧　兜、大袖付および収蔵施設について（資料１）
〇委員
修理を検討しているのは現宝物庫（昭和 29 年完成）と新宝物庫（昭和 62 年完成）どちらの宝物庫か？
〇事務局
新宝物庫の方である。
〇委員
新宝物庫には現状どんな問題があるのか
〇事務局
温湿度管理ができる設備がない点や、展示用の照明がない点が問題である。
また屋根状況についても現在把握を進めている。
〇委員
新宝物庫はどういった経緯で建設されたものなのか。また今後新宝物庫を使うということであれば、現宝物庫はどうしていくのか？
〇事務局
新宝物庫については、現宝物庫が古くなっていたこともあり万全を期して建設された。しかし所有者の意向もあり、現宝物庫を使い続けているという経緯。

新宝物庫へ鎧を移した後の現宝物庫の扱いについては所有者と検討中。

〇委員

鎧の一般公開は行っているのか？

〇事務局

年に一度、およっちょい祭りとあわせて公開している。

鎧・宝物庫の修理後の公開機会についても所有者と相談している。

③旧高野家住宅、宮光園の取り組みについて（資料３）

〇委員

旧高野家住宅と宮光園で入館者に大きな開きがあるが、原因はわかっているのか？

〇事務局

旧高野家住宅は年間入館者の７～８割ほどがひなまつりの時期に訪れるなど大々的にイベントを行っている。また駅前にある点や大型バスの受け入れ体制が整っている点などアクセス面で優位に立っていると考えられる。

〇委員

旧高野家住宅と宮光園では施設としての性格が全く違う。性格が違うにも関わらず同じようなイベントしか開催できていない現状は非常に勿体ない。宮光園ならではのブドウ・ワインといった要素を前面に出した取り組みを行うべきではないか。

〇委員

両施設で来館者のデータはとっているのか？

〇事務局

個人情報にあたる為、基本的に来館人数のみ計測している。

〇事務局

来年は大日本山梨葡萄酒会社の設立 150 周年にあたるので、市として宮光園の取り組みについて検討する。

⑤登録有形建造物について（資料５）

〇委員

立正寺について、令和７年の図面作成はどなたが行ったものか？

〇事務局

本審議会委員でもある北川洋先生に作成していただいた。

〇委員

資料では本堂が江戸前期の建立とあるが、これは客殿のことか？祖師堂以外の建造物は所見では江戸後期のように思われる。江戸前期とした根拠はあるのか？

また祖師堂については図面を拝見したい。

〇事務局

各資料について確認のうえ回答する。

⑥登録有形民俗文化財勝沼のぶどう栽培用具及び葡萄酒醸造用具について（資料６）

〇委員
　資料の図化について、進捗はどうなっているか？
〇事務局
　平成 24～26 年度で事業化したが、中途になってしまっている。進捗については確認中である。
〇委員
　図化の事業を進めるとすれば、一から作り直すのか、もしくはまだ図化されていない物のみ追加で図化するのか？また既に図化できている物について検討作業はできているのか？
〇事務局
　市だけではなく、有識者の意見を幅広く伺った上で方針について検討したい。
図化されている物の検討作業については進められていない。
〇委員
　登録民具についての聞き書きは行われているか？
〇事務局
　行われていない。
〇委員
　民具の文化財的な価値はどうやって、なんの為に使っていたかという情報まで含めて評価する必要がある。聞き取りを行うことで年代の分類や資料の変遷が確認できるようになる。今ならまだ聞き取りができるはずなので取り組んでいただきたい。

⑦無形民俗文化財について（資料 7）
〇委員
　一之瀬高橋の春駒、柏尾の藤切り祭以外の無形民俗文化財は報告書・報告映像が作成されていないと認識しているが、今後作成の予定はあるか？
〇事務局
　現状では予定されていない。
〇委員
　現実問題として既に継承できていないものも出てきている。報告書の作成は時間がかかるため、今から動き出し、ひとつひとつ進めてほしい。
また春駒についても過去に一ノ瀬高橋で行われていたものと、塩山市街地で復活した現在のものとで経過が分かるよう改めて記録を残すべき。早急に取り組んでいただきたい。
〇委員
　山梨県無形民俗文化財継承支援事業費補助金交付要綱について、第２条で記載されている「市町村が相当と認める無形民俗文化財」とは何が該当するのか？市として定めているか。
〇事務局
　現時点では検討できていない。

〇委員
　実際に申請があった際に最も問題になる部分なので市として基準を設けるべきである。県では指定文化財を優先して補助対象としているようだが、市としては指定・指定外を問わず、各文化財の継承状況を把握し、緊急性を根拠として県に補助を訴えなければならない。指定を待っている間に継承ができなくなってしまっては本末転倒である。

⑨令和８年６月 26 日の地震被害状況について（資料９）
〇委員
　向嶽寺について、電話による聞き取りの結果異常なしということだが、一度専門家や文化財担当で現地を確認すべきではないか？向嶽寺内部は文化財担当もしばらく確認できていないと伺った。庭園も含め一度現状を把握したほうが良い。
〇委員
　恵林寺の石燈籠がき損した件について、倒れた燈籠は一基のみということだが、なぜ一基のみ倒れたのか？庭園内の揺れ方についての調査は行ったか？
〇事務局
　倒れた燈籠の傍に樹木の根が張っており、接地面が傾いていたと考えられる。調査に関しては行っていない。
〇委員
　燈籠は復旧後、現在の位置に戻すのか？
〇事務局
　木の根により接地面が傾いていたことが原因と思われる為、場所は少し動かす予定。飛石の道を照らす、道灯りとしての役割が損なわれない場所を選ぶ。
〇委員
　今回き損した燈籠は夢窓疎石が作庭した時のものではない。また柳沢家が持ち込んだものでもないと考えられるので、この機に撤去しても良いのではないかと思う。市としてはどう考えているのか？
〇事務局
　燈籠は文化財の指定範囲内に入っている。復旧の方向で国・県・所有者と相談を進めている。委員の意見についても申し伝えることとする。
〇委員
　国指定文化財以外の被害は出ているか？
〇事務局
　確認の結果、大きな被害は出ていない。

⑩棲雲寺庭園について（資料 10）
〇委員
　資料では棲雲寺とあるが、栖雲寺ではないのか？
〇事務局

文化財としての登録名は棲雲寺となっている。

〇委員

資料の写真はすべて指定範囲なのか？また発掘調査などは行われているのか？

〇事務局

写真はすべて指定範囲内となっている。発掘調査は現状行われていない。今後の調査研究を検討している。

⑪ナラ枯れへの対応について（資料11）

〇委員

山梨県の天然記念物として指定されている菅田天神社のカシ群のうち一本がナラ枯れの被害を受けていた。指定となっているカシはすべて消毒したか？また一本一本消毒の様子を記録撮影したか？

〇事務局

個別での記録撮影は行っていないが、消毒時に立ち合いを行っているので消毒漏れはないと思われる。

〇委員

被害箇所が根本に集中していた為、根本まで消毒できていなかった可能性がある。今後は記録撮影も個別に行った方が良い。

⑫文化的景観について（資料12）

〇委員

文化的景観の選定について同意を得られなかった理由は何か？

〇事務局

文化的景観の選定には、対象となる構成文化財の所有者及び選定地区の同意が必要になるが、後者の同意が得られなかった。理由として、地区の方からすると選定された以上、ぶどう畑の営農を取りやめたり他の畑に転用したりできなくなるといった懸念があったと聞いている。また文化財の所有者は補助金を受けることができる一方で、地区の方には文化的景観というブランディングが可能になるというメリットしか提示できなかった。既に日本遺産・農業遺産といった他の枠組みで登録を受けていたことも一因と考えられる。

〇委員

個別的意見というより、全体として反対の雰囲気があるのであれば個別訪問といった地道な取り組みで説得を進める必要があるのではないか。地元に入り込んだやり方に変えていくしかないと考える。

⑬伝統的建造物群について（資料13）

〇委員

金井加里神社の修理工事に関して、工事にあわせて調査報告書は作成したのか？

〇事務局

作成していない。

〇委員

数十年に一度の修理ということで、こういう時でないと屋根内部の構造などの情報を得ることができない。研究や次回の修理時の参考にもなるので、こういった時は調査報告書を作成したほうが良い。

⑮文化財の収蔵について（資料 15）

〇委員

大和自然学校の廃止に伴い文化財収蔵庫として転用するということだが、大和自然学校が廃止に至った経緯について教えていただきたい。

〇事務局

コロナ以降利用者が減少していたことと、維持管理の問題があった為と聞いている。

〇委員

転用にあたり窓から入る光について考慮しているか？紫外線の影響について検討されているか？

〇事務局

カーテンが備え付けられているので、こちらを用いて遮光する予定となっている。

〇委員

遮光以外にも外気温の影響を抑えられるので良いと思う。
温湿度については経過を見守る形か？仮に高湿となった場合除湿について検討されているか？

〇事務局

経過を見ながら適宜対応していく予定。

〇委員

事前に視察を行うことはできるか？

〇事務局

可能。日取りについては相談させていただきたい。

⑯信玄公宝物館について（資料 16）

〇委員

内藤多仲の設計であり、展示空間として非常に面白い設計となっている。開館 60 周年の事業のひとつとして、宝物館自体を登録有形文化財にすることを目指すのも良いと思う。

（2）議事

①和歌刻書土器について（資料 20）

〇委員

附（つけたり）指定（してい）となっている 16 点の遺物については和歌刻書土器と合わせて出土したことに大きな意味があると考えられる。和歌刻書土器と関わりがあることを示す名称

が望ましい。

〇事務局
　和歌刻書土器と関係することがわかる名称について事務局案を作成し、改めて議事として提案する。

②県・市指定文化財候補について（資料 21）
〇委員
　候補となる文化財の所在が特定の場所に限られてしまってはいないか？放光寺の本堂や棲雲寺所蔵の工芸品など幅広く調査し候補に挙げるべき。
〇委員
　宮光園についてはワイン醸造関係の建築物を選んで県指定に上げるイメージか？
〇事務局
　市としては宮光園全体として県指定に上げるイメージである。
〇委員
　市内の他のワイナリーと比較して、特に優秀な特色を持っている建築物として県指定を目指すということであれば理解できる。しかし宮光園を全体として県指定にあげる理由・根拠が不明確。
〇委員
　立正寺の祖師堂は調査が必要だが、改築が行われていないなら県指定より上も目指せると思う。信玄公宝物館についても国登録を目指すことができると考えている。
また県指定の金井加里神社も国指定を目指せる。二間社は全国でも類例が少なく、指定文化財となると山梨県が全国の 11％を占める。さらに山梨の中でも特に甲州市に集中している為、地域としての特色という点も含めて考えるべき。
〇委員
　恵林寺の庫裏は現在未指定だが、ぜひ登録・指定について検討してほしい。
明治 41 年に再建されたものだが、もとは蒸し風呂だったと考えられる。
〇事務局
　本日配布した資料について、各文化財の様子がわかる資料を改めて後日配布するので、改めて内容の確認と追加候補等の提案があればお願いしたい。

③勝沼富町のブドウ（甲州種）について（資料 22）
〇委員
　所有者が金銭の負担をできないということなので、消毒ができる業者を見つければ解決するという話ではないと思う。現状だと屋根で覆われているが、これは 30～40 年ほど前に流行った方法。現在ではそういったものは全て外すという方向になっている。しかし日常管理が行き届いていない状況でブドウを傷つけず撤去するとなると費用も高額になってしまい難しい。
〇委員

世界農業遺産などで補助はもらえないのか？

〇事務局

そういった補助は無いと認識している。

〇委員

所有権や管理を移管することはできないか？

〇事務局

ブドウ園の真ん中にあり、難しい。樹を移設できるなら検討できる可能性がある。

〇委員

樹の移設は非常に難しい。また金銭面での負担も大きいと思われる。

〇事務局

具体的なメリットを提示できれば市内の有志等に借りていただける可能性はある。今後大澤委員に現地を確認していただく機会があるので、その際再度アドバイスを頂き、検討する。

④市指定綿塚飯縄神社本殿について（資料 23）

〇委員

そもそも市指定になっている根拠が不明確。また指定になっていない拝殿も相当状態が悪い。拝殿も併せて、どこを目指して修理するのか方向性を固めてほしい。単に本殿の倒壊だけを防ぐのであれば支柱で補強すれば良い。

〇事務局

平成 6 年、勝沼町時代に指定文化財となっているが、当時の審議資料が見つかっていない為、どういった評価で指定を受けたのか市としても追い切れていない。

〇委員

一研究者としては創建年代もわからない中、外観のみで判断するなら建造物としての指定解除を視野にいれても良いと思う。建造物としてではなく、地域の文化遺産という切り口での評価に変えた方が良い可能性がある。調査が完了するまでの緊急的な対処であればシートで本殿を多い、支柱で支えれば良いと思う。

〇委員

一度、建築を専門にしている委員の先生方に見ていただく必要がある。
拝殿は舞台として活用されており非常に珍しい形態。こちらの方が指定に値する特色があるのではないかとも考えられる。

〇事務局

市で再調査した上で先生方に改めてご意見を伺いたい。

⑤文化財の防犯対策について（資料 24）

〇委員

所有者に注意喚起を行い、市として定期的に文化財の現状把握をしてほしい。

⑥宮光園の危険箇所について（資料 25）

〇委員
　宮光園の窓枠については安全を最優先し、劣化しているパテをゴムに置き換えるといった工法に変更すべき。この変更による文化財の価値への影響はないと考える。
〇委員
　煙突には木骨が入っているのかもわからず、非常に危険な状態と思われる。
修理の先行事例として深谷市の国指定重要文化財であるホフマン輪窯六号窯があるが、こちらは 13ｍと非常に高い建造物で部材の落下という危険が付きまとっている。ピンでレンガを固定するといった工法もあるが、この高さを考慮すると安全性に疑問が残る。レンガ建造物は工事費用も高額になるケースが多い。目標と目的をしっかり設定しておかなければ費用だけが嵩む結果になってしまう。
長谷川直司先生といったレンガについて詳しい専門家に相談するとよい
〇委員
　現状の足場は養生のためか？また、もともと建物があったそうだがどんな建物だったのか？
〇事務局
　養生のために平成 20 年ごろに組んだ。もともと 2 棟の醸造所が並んでいたことが分かっている。
〇委員
　倒壊だけでなく破片の落下についても考慮しなければならない。現状では破片が足場に当たって跳ねる可能性もあるので、煙突の真下でなくても危険である。
〇委員
　指定文化財だが、コストと安全性を考慮して修理の可否を考えなくてはいけない。
〇事務局
　宮光園の今後の方向性と合わせて煙突についても検討を進める。

4　その他

以上